

## 第15期 第37回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年6月27日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2 場所： 豊見城市役所3階 議会第3委員会室

3 出席委員数： 10 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	比嘉 昇	出席
3番	上原 啓一	出席
4番	比嘉 和生	出席
5番	金城 行男	出席
6番	當間 勇治	欠席
7番	金城 美津子	出席
8番	金城 克治	出席
9番	大城 常雄	欠席
10番	當銘 博	出席
11番	宮里 由美子	出席
12番	當銘 司	出席

4 欠席委員数： 2 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 比嘉 昇 ・ 當銘 司

7 現場調査日時： 平成29年6月27日(火) 午後1時32分～午後2時52分



## 10. 会議の内容

会長

これより第15期、豊見城市農業委員会第37回総会を開会いたします。

開会 午後1時30分

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は本日1日限りいたします。

本日の出席委員は12名中の10名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員と第12番委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に、第2番委員と第12番委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査6件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩（現場調査）午後1時32分

再開 午後2時52分

会長

これより再開いたします。

報告案件に入ります。まず初めに、報告第242号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第242号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、



ご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 242 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に、報告第 243 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 243 号「転用許可に係る工事の完了報告について」  
4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、  
ご報告いたします。  
以上です。

会長 報告第 243 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(4 番委員挙手)

会長 はい、4 番委員。

4 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 54 分  
再開 午後 2 時 55 分

会長 再開いたします。  
報告第 243 号については、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)



会長

報告第 244 号について、事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 244 号「農地転用後の利用状況の報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 244 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

次に、報告第 245 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 8 ページをお開きください。

報告第 245 号「農地法許可申請の取下げについて」

1 件ございました。内容を確認の上、県へ進達いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 245 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に内容ですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

次に、報告第 246 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 246 号「現況証明願について」

4 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。





会長 報告第 246 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長 はい、4 番委員。

4 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 2 時 58 分

会長 再開いたします。  
ほかにないでしょうか。進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 247 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。  
報告第 247 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」  
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 247 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に、議案案件に移ります。議案第 147 号について、事務局の説明をお願いいたします。



事務局

それでは議案書の16ページをお開きください。議案第147号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

5件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。

それでは申請案件についてご説明いたします。

まず整理番号1番につきまして、21ページをお開きください。申請のあった土地は、字高安高安原230番1、当該申請地について農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号2番につきまして、28ページをお開きください。申請のあった土地は、字伊良波当貴原188番1、当該申請地について農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号3番につきまして、36ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根南浜崎原516番4、当該申請地について農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号4番につきまして、45ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根南浜崎原516番5、516番7、当該申請地について農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号5番につきまして、53ページをお開きください。申請のあった土地は、字翁長浜崎原851番4、当該申請地について農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第147号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

議案第147号は1件ずつ審議をしますが、整理番号3番と4番は関連していますので、一括して審議します。まず、整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採択していいですか。

(はいの声あり)

会長

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)



会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。  
整理番号 2 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
ないでしょうか。

(4 番委員挙手)

会長 4 番委員。

4 番委員 28 ページ、第 2 項第 1 号の判断の理由の中で「代替地検討の上」というのが初めて入ったような、前からそれも入っていた？

事務局 これは必ず入れないといけないんですね。

4 番委員 以前も入っていた？ 初めて見るような気がするけど。じゃあどのような検討をなされたかだけ、報告をお願いします。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 07 分

会長 再開いたします。  
ほかにはないですか。これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進



達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

ないですか、いいですか。

(はいの声あり)

会長

質疑なしと認め、これより採決に移ります。整理番号 3 番、4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番、4 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

これより採決に移ります。整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、協議第 28 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは協議第 28 号につきましては、農林水産課のほうから説明をいたします。

農林水産課

今回、利用権設定の申請があったのが 1 件になります。番号、ページ 29 の 1、貸し手が那覇市宇古波蔵の●●●●さん 60 歳、利用権を設定する農地が饒波 575 番の 1、地目が畑で設定する面積が、1 筆の面積 5,127 m<sup>2</sup>のうち 1,653 m<sup>2</sup>、





利用権の種類が賃貸借権、始期が公告日で存続期間がそこから 15 年、借賃が年額 5 万円で、その支払い方法が毎年 10 月末までに現金持参となっております。借り手が豊見城市字長堂の●●●●さん 63 歳となっております。以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。  
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長

8 番委員。

8 番委員

これ、ハウスが建っているようですけども、事後報告、以前に利用権設定をされていたんですか。

事務局

休憩をお願いいたします。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 11 分  
再開 午後 3 時 15 分

会長

再開いたします。

4 番委員

休憩をお願いします。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分  
再開 午後 3 時 17 分

会長

再開いたします。  
8 番委員からの質疑に対する事務局の説明をお願いします。

農林水産課

これは前回の申請に不備があったので、今回再申請をする運びとなっております。



会長 よろしいですか。

8 番委員 はい、大丈夫です。

会長 ほかにございませんか。いいですね。  
これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 28 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、適正であると豊見城市長に回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 28 号については、適正であると豊見城市長に回答することに決定します。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 19 分  
再開 午後 3 時 24 分

会長 再開いたします。  
次に、協議第 29 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 協議第 29 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 皆さん、こんにちは。農林水産課の赤嶺と申します。よろしく申し上げます。皆さんのお手元の資料 61 ページ、内容が農用地区域内の一部用途の変更申請となっております。申請人が●●さん、住所が長堂の●●●●●、土地の所在なんですが、長堂の 338-1 と 338-3。ちょっと訂正がありまして、面積がまず 338-1 の面積が 171 m<sup>2</sup>なんですが、そのうちの 160.78 の変更申請が出ております。それと 338-3、198 m<sup>2</sup>のうち 96.42 m<sup>2</sup>が今回の申請となっております、合



計で 257.20 m<sup>2</sup>の用途変更となっております。訂正をお願いします。

この変更後の用途区分の使い方なんですが、これは集出荷場と生産用の資材庫、倉庫となっております。実は申請前にもう建ててしまったので、65 ページのほうに始末書を書いていただいて、受理しております。ちゃんと同意書も 66 ページのほうでは自治会、また隣地の地主の同意も得ております。以上となっております。

会長 事務局の説明が終わりました。  
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

4 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 27 分  
再開 午後 3 時 28 分

会長 再開いたします。  
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 29 号「農用地区域内の一部用途変更について」、訂正であると豊見城市長に回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 29 号については、適正であると豊見城市長に回答することに決定しました。  
赤嶺さん、どうもお疲れさまでした。

農林水産課 どうもありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。  
以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、



まことにありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 29 年 6 月 27 日 (火)

午後 3 時 30 分終了





議事録署名委員

会長

頼長 澄子



2番委員

比嘉 昇



12番委員

當銘 司



